



S協からのお知らせ

「新型コロナウイルス感染に係る情報の取扱要項」の改定

政府のコロナ対策を踏まえ「新型コロナウイルス感染に係る情報の取扱要項」の第2条“感染者を確認した場合のクラブ代表者の対応”について一部改定（緩和）しましたので お知らせします。

下記・要項の下線部が改定箇所です。

これに伴い、クラブ代表者から当該支部長 および 本協会事務局に報告いただくのは、感染者が例会等に参加した場合に限ることとなります。

~~~~~

### 新型コロナウイルス感染に係る情報の取扱要項

(目的)

第1条 一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下「本協会」という。）の普通会员（以下、「会員」という。）が新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合、迅速且つ適切な対応を行い、情報を共有することにより感染の拡大を防止するため、本要項を策定する。

(感染者を確認した場合のクラブ代表者の対応)

第2条 感染が確認された者（PCR 検査陽性者）は、速やかにクラブ代表者に連絡するものとする。

- 2 感染者およびクラブ代表者は、地元の自治体が定める手順により対応する。
- 3 感染者およびクラブ代表者は、最寄りの保健所に連絡し、その指示に従う。
- 4 連絡を受けたクラブ代表者は、感染者が例会等クラブの事業（以下「例会等」という。）に参加していた場合には、当該統括支部長および本協会事務局長に、感染の内容、状況等の概要を速やかに連絡する。

(連絡と協議)

第3条 連絡を受けた本協会事務局長は、クラブ代表から連絡のあった概要を速やかに整理し、執行理事に報告する。

- 2 報告を受けた執行理事は、次条に定める基準により報告された事案の取り扱いについて協議し、執行理事会として取り扱いを決定する。その内容を理事および監事に報告し、情報を共有するものとする。
- 3 連絡を受けた統括支部長は、次条の基準により執行理事会が決定した取扱いに基づき、適宜、統括支部内の都道府県連絡協議会（以下「県連」という。）に感染に係る概要を報告することとする。報告に当たっては、予め本協会事務局長に相談する。

(連絡された情報の取り扱い基準)

第4条 クラブ代表者から連絡された情報の取り扱いの基準は次のとおりとする。

- (1) 感染者が例会等に参加したが感染の拡大がないことが確認された場合：特段の報告は行わず、記録にとどめることとする。
- (2) 感染者が例会等に参加し、他の会員への感染が確認された場合：当該統括支部長から当該統括支部内の県連代表者に感染に係る概要を連絡し、注意喚起を行う。  
なお、会員間の感染がクラスター（集団感染）に相当する場合は、会長は全統括支部長に対し、それぞれの統括支部内の県連代表者に感染の概要を連絡するよう依頼するものとする。

(情報管理の徹底)

第5条 連絡および報告に当たっては、入手したクラブ名・個人名など個人情報取り扱いには十分に配慮する。

- 2 各組織からの連絡・報告の際は、必要以外の情報の漏洩等がないよう情報管理を徹底する。

(改 廃)

第6条 この要項の改廃は、執行理事会の決議・承認を得るものとする。

#### 附 則

(施行日、改定日)

第1条 この要項の施行日および改定日は次のとおりとする。

施行日 2021年1月30日

改定日 2022年9月24日

~~~~~